

# 《所定疾患施設療養費》の公表について

令和7年4月1日

令和3年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に評価されることになりました。  
厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎
- ・慢性心不全の増悪(2024.4～)

1.上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等行われた場合に算定します。また、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

2.診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

3.算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

4.医師が感染症対策に関する研修を受講している。（所定疾患施設療養費Ⅱに限る）

## ●令和6年度 所定疾患施設療養費Ⅱ算定状況

病名	肺炎		尿路感染症		带状疱疹		蜂窩織炎		心不全	
	件数	治療日数	件数	治療日数	件数	治療日数	件数	治療日数	件数	治療日数
R6.4	2	18	2	10	1	7				
R6.5	4	28	1	7						
R6.6	12	99	2	15					1	10
R6.7	2	17	1	6						
R6.8	2	20	3	15	1	10				
R6.9	2	17	4	36						
R6.10	1	10					1	8		
R6.11	10	67	1	9			1	10		
R6.12	2	20	1	8	1	10				
R7.1	15	126	3	30						
R7.2			3	17			1	8		
R7.3			1	10			3	28		
計	52	422	22	163	3	27	6	54	1	10